

# 道の駅ヘルシーテラス佐久南運営推進協議会規約

## (名称)

第1条 本協議会の名称は、道の駅ヘルシーテラス佐久南運営推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (目的)

第2条 協議会は、道の駅ヘルシーテラス佐久南（以下、「道の駅佐久南」という。）が佐久市と指定管理者において締結された基本協定、及び「佐久南交流拠点施設指定管理業務仕様書」の管理運営基準等に則り、農業をはじめとした地域産業の活性化、健康長寿文化の発信といった地域振興機能を果たすため、その管理運営業務の改善に向けた提言等を通じ、道の駅佐久南の業務の更なる充実を図ることを目的とする。

## (所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 道の駅佐久南の管理運営計画及び管理運営業務の内容、成果、効果等の確認及び分析に関すること。
- (2) 道の駅佐久南の安定した経営を図るための、管理運営等に関する意見交換、改善に向けた提言等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

## (委員)

第4条 協議会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 商工会議所及び商工会
- (2) 区長会
- (3) その他関係機関

## (役員)

第5条 協議会には会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。会長に事故があるときは、会長が委員の中からあらかじめ指名する会長代理者がその職務を代行する。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、経済部観光課において処理する。

## (その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会において別に定める。

### 附 則

この規約は、平成30年3月13日から適用する。

### 附 則

この規約は、平成30年4月1日から適用する。